

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の2第4項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第99条の2の第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員審査の審査方法等）、第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第7条（技能検定員資格者証の交付等）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：4日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申 請 先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備 考：